

申請期限を 9/30(水)に再度延長しました

矢巾町中小企業者物価高騰対策支援金申請案内

エネルギー価格高騰や人件費上昇の影響を受けている町内の中小企業者等を対象に、事業継続を支援するため、支援金を給付します。

対象者 以下の要件をすべて満たす中小企業者等が対象です。

- 矢巾町内に事業所を有する中小企業者等であること（農林漁業除く）
- 矢巾町に対し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に事業年度終了日が到来することに伴う法人町民税の納付をした者
- 支援金受給後も矢巾町内で事業を継続する意思があること
- 矢巾町公共交通事業者物価高騰対応重点支援金、矢巾町福祉施設等物価高騰対応重点支援金、矢巾町私立学校等物価高騰対応重点支援金の給付要件に該当しないこと
- 宗教的または政治的団体でないもの
- 矢巾町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと

支給金額

事業者の規模（町内の事業所における従業員数）に応じて以下のとおり支給します。

4人以下	30,000円
5人～9人	40,000円
10人～19人	50,000円
20人～29人	60,000円
30人～49人	80,000円
50人以上	100,000円

※ 従業員数は、原則として法人町民税の確定申告書の「当該市町村の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」に記載されている人数（直近の決算日時点での従業員数）とします。また、町内に事業所が複数ある場合は、各事業所の合計人数とします。

※ 支援金の給付は、1事業者につき1回限りです。

申請受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）※必着

窓口を持参（開庁日に限る）又は郵送により申請期間内に必要書類を提出してください。

※ 申請受付期間内でも、予算がなくなり次第、受付を終了することがありますので、ご注意ください。（予算上限4,205万円）

※ 申請を受理してから支援金の支給決定及び振り込みまでに最大で約1か月かかります。

必要書類

下表の1～5を各1部、全てA4サイズで提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出を依頼する場合があります。

1	申請書兼請求書（様式第1号）
	記入例を参考に記入してください。 申請書の「代表者氏名」は署名もしくは記名押印をお願いします。
2	誓約書兼同意書（様式第2号）
	署名または記名押印をお願いします。
3	法人町民税の確定申告書の写し
	直近の法人町民税の確定申告書の写しを提出してください。 ※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に事業年度終了日が到来するもの
4	従業員数が確認できる書類
	（法人町民税の確定申告書の写しで従業員数が確認できる場合は提出不要） 出勤簿、賃金台帳等の写し等を提出してください。 ※ 直近の決算日時点の人数が分かるもの ※ 賃金台帳の写しを提出する場合は、従業員等の数を把握することを目的とすることから、賃金額が分からないように処理を施すこと。
5	振込口座が確認できる書類
	① 通帳の表紙のコピー及び②見開き1ページ目のコピーを提出してください。 ※ 振込先の口座は、申請する事業者名義の口座に限ります。

申請様式のダウンロードや記入例については、
矢巾町ホームページをご覧ください。



申請書提出・問い合わせ先

〒028-3692 矢巾町大字南矢幅 13-123
矢巾町役場 産業観光課 商工振興係
電 話： 019-611-2602（直通）
メー ル： sangyosinko_skb@town.yahaba.iwate.jp